

ご加入にあたって

加入申込書兼会費預金口座振替届出書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。日本フルハップが加入資格などを審査し、加入申込を承諾したときは、会員証のほか、規約、会員ハンドブックなどをお送りします。

- 代表役員または事業主は自ら「加入者」になっていただく必要があります。
- 加入日は日本フルハップの募集人が加入申込書を受領した日、または日本フルハップに加入申込書が到達した日のうち、どちらか早い方の日付となります（増員の場合も同様）。なお、各種事業の利用につきましては、加入日の翌日午前0時以降に発生したものを対象とします。
- 加入申込には、加入者ご本人による同意の押印または署名が必要です。
- 加入申込書の「加入目的の確認」「告知事項」「共済内容の確認」について、すべてありのままをお答えください。
- 会員が故意または重大な過失により事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたときは、日本フルハップは契約を解除することがあります。
- 詳細については加入申込書に貼付している「重要事項説明書」をご覧ください。

※加入契約は1年間で、その後の契約は原則として自動更新です。

重要事項説明書について

ご加入にあたっては、「契約概要」と「注意喚起情報」を掲載した「重要事項説明書」（加入申込書に貼付）の内容に同意が必要です。

- 重要事項説明書をご確認いただくにあたり特に重要な点は以下の通りです。
 - ・重要事項説明書は、お客さまご自身でお読みになること。
 - ・「共済金をお支払いできない場合」等お客さまにとって特に不利益な情報が記載された部分をお読みになること。
 - ・他の共済や保険などを解約して、日本フルハップに加入される場合は、補償の内容等の違いをよく確認していただくこと。

※「注意喚起情報」には、「保険契約者保護機構」（日本フルハップは保険契約者保護機構制度の対象外であること）、「契約の更新について」、「法令上の制限について」を掲載しておりますので、これらの内容もご確認ください。

「重要事項説明書」は日本フルハップのホームページにも掲載しています



〈募集人について〉

信用金庫の担当者（募集人）は、お客さまと日本フルハップとの共済契約の締結の媒介を行う者で、共済契約の締結の代理権はありません。したがって、共済契約はお客さまからのお申込みに対して日本フルハップが承諾した場合に有効に成立します。

〈引受共済団体〉

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団
(略称/日本フルハップ)

大阪市中央区大手前2-1-2 国民會館大阪城ビル

☎ 0120-14-2682

06-6949-3385 (有料)

〈共済代理店〉

- ・日本フルハップは、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断します。
- ・日本フルハップは、「個人情報保護方針」を定め、会員の皆さまの個人情報保護に万全を期しています。



PanFS-202501 (企)



しんきんの共済制度

加入のご案内
2025年度4月版

日本フルハップ



月額 **1,500円** で **3つの安心**
街の社長さんを応援します！

ケガの
防止

安全で快適な
職場づくりを
応援します

福利
厚生

心豊かで
活力ある生活を
支援します

ケガの
補償

24時間中の
ケガを
補償します

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

この街と生きていく

共済制度のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

日本フルハップとは

- 日本フルハップは、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的に昭和63年に設立された公益財団法人で、令和5年に「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」に基づく共済団体として認可を受けています。
- 中小企業の事業主やそこで働く従業員の方々の安全と健康を確保し、福利厚生の実施を図るため、ケガの防止、福利厚生、ケガの補償の3つの事業を行っています。



加入資格

会員になれる方(会員資格)

中小企業(常時使用する従業員数が300人以下、または資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下)の法人または個人事業主が会員になれる。

加入者になれる方(加入者資格)

会員の事業所で働いている満18歳以上の次のいずれかに該当する方が加入できます。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 役員 | 取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等の登記をされている方 |
| 事業主 | 個人事業主の方 |
| 家族従業員 | 役員または事業主の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)にあたる方 |
| 一般従業員 | 原則として雇用保険の被保険者の方 |

※要介護の認定を受けている方など、会員の事業所で働いていても加入できない場合があります。加入申込の際には加入申込書裏面の「加入資格について」をご覧ください。

会費

加入者1名につき 月額1,500円

- ・会費は業種、年齢に関係なく一律です。
- ・会費は毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に信用金庫に開設されている法人名義または個人事業主名義の預金口座から、自動振替でお支払いいただきます。
- ・初回会費は加入翌月に請求します。(翌月の請求に手続きが間に合わないときは、第2回会費と合算して加入翌月に請求します)
- ・加入期間中にお支払いいただいた会費はお返しできません。

会費の経理処理について

会費にはケガの補償のために必要な経費として共済掛金相当部分(852円)が含まれています。

| | 振替口座 | 税務上の処理 | 勘定科目 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------|------|
| 法人事業所 | 法人名義 | 全額損金に計上 | 諸会費等 |
| 個人事業所 | 事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族 | 共済掛金相当部分(852円)は事業主個人の負担となり、経費となりません | 事業主貸 |
| | その他の加入者 | 共済掛金相当部分以外(648円)は必要経費に算入 | 諸会費等 |
| | 事業主名義 | 全額必要経費に算入 | 諸会費等 |

ケガの防止

職場の安全衛生設備や職場環境改善などに対する助成を行い、安全で快適な職場づくりを応援します。
※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

安全で快適な職場づくりのための助成

下記の対象項目を購入・実施した場合に助成します。

職場の安全を確保するための助成

- 保護帽(ヘルメット)
- 安全靴・耐滑靴(先芯あり)
- 保護眼鏡(工業・産業用のもの)
- 防災面
- 墜落制止用器具(安全帯)
- 階段等の手すりまたは滑り止め
- 作業用踏み台または脚立
- 台車
- 安全プレス機械
- 床材等の防滑加工(塗布のみ)
- 床面の滑り止めテープ
- 床面の段差解消スロープ
- 転倒防止のための床の改修
- 消火器・消火装置
- 火災報知機
- 救命胴衣
- 下肢の切創防止用保護衣(防護ズボン・チャップス)
- 安全衛生保護具(防護手袋・防護服・高視認性安全服)



快適な職場づくりのための助成

- エアコン
- 扇風機
- 冷風扇
- サーキュレーター
- ミスト発生装置
- ファン(冷却装置)付き作業服
- 電熱ウェア
- 暖房用ストーブ・ヒーター
- 空気清浄機
- 換気装置・換気扇
- 照明機器
- 加湿機・除湿機
- エレベーター
- 自動ドア
- 電動シャッター



職場の安全衛生管理推進のための助成

- 防じんマスク
- 防毒マスク
- 局所排気装置
- 集じん機
- 除じん装置
- 排ガス処理装置・排液処理装置
- 作業環境測定
- 特殊健康診断
- 安全衛生診断
- 安全衛生推進者養成講習
- 衛生推進者養成講習
- 安全運転管理者等法定講習
- 耳栓・イヤーマフ(聴覚保護具)
- ガス検知器
- AED(自動体外式除細動器)



交通事故を防止するための助成

- スタッドレスタイヤ
- タイヤチェーン
- ドライブレコーダー
- アルコール検知器
- 自転車用・バイク用ヘルメット



アスベスト(石綿)を除去した場合の助成

プレス機械特定自主検査の助成 ※1台あたり3,000円、年度間7台まで。

助成金について

※プレス機械特定自主検査の助成は除く

- 購入・実施費用の1/2を助成します。
- 但し、納品・実施の年度(4月~翌年3月末)ごとに合計して下表の助成限度額が上限です(加入年数・加入者数により異なります)。

| 加入年数*1 | 1~3年目 | 4~6年目 | 7~9年目 | 10~12年目 | 13~15年目 | 16年目~ |
|---------|-------|---------------------------------|--------|---------|---------|--------|
| *2 加入者数 | 1名 | 5,000円 | 6,000円 | 7,000円 | 8,000円 | 9,000円 |
| | 2名以上 | 該当する加入年数の「1名の助成限度額」×「加入者数」となります | | | | |

*1「加入年数」は加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします。
*2「加入者数」については、申請の前々月末の人数を基準とします(加入翌月末までは加入時の人数を基準とします)。

制度利用事例についてはP6をご覧ください。

安全衛生の啓発

- 安全運転コンクール
- 安全衛生や交通安全に関する資料の配布 等

※記載内容は2025年4月1日現在のものです。各種事業の内容については変更になる場合があります。

福利厚生

中小企業の皆さま、そしてそのご家族の心豊かで活力ある生活の実現を支援します。
※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

人間ドック受診の助成

加入者が人間ドック等助成対象となる健診を受診した場合に助成します。

| | | |
|-----------|--|--|
| 助成対象となるもの | 人間ドック、生活習慣病予防健診、協会けんぽ一般健診、PET検査（全身）、脳ドック |  |
| 助成額 | 受診金額（本人負担額）の1/2 （1人1回10,000円が上限） | |
| 助成回数 | 受診した年度間1人1回まで （年度とは4月～翌年3月末、以下同じ） | |
| 対象者 | 加入者 | |

保養施設宿泊助成

日本フルハップが契約している全国各地の契約保養施設に宿泊する際に助成します。

| | | |
|-----------|--|--|
| 助成対象となるもの | 日本フルハップが契約している契約保養施設（約60カ所） |  |
| 助成額 | 1人1泊2,000円（小人は1,000円） ※小人：3歳以上小学生以下 | |
| 助成の内容 | 助成回数：1会員事業所あたり年度間3回の旅行まで 泊数：1旅行あたり2泊が上限 利用人数：1泊あたり「加入者数×6名」が上限 | |
| 対象者 | 会員事業所の事業主、役員、従業員とその家族 | |

休暇村 紀州加太

保養所一覧は
こちら



研修助成・通信教育助成

人材の育成を図るため、下記の研修・通信教育を受講し修了した場合に助成します。

| | | |
|-----------|--|---|
| 助成対象となるもの | 研修助成：全国の中小企業大学校が中小企業向けに実施する研修 通信教育助成：日本技能教育開発センター（略称/JTEX）が実施する通信教育講座のうち、日本フルハップが指定するもの |  |
| 助成額 | 受講料の1/2 但し、1会員事業所あたり年度ごとに、研修助成・通信教育助成の合算で「加入者数×10,000円」が上限 ※加入者数は申請の前々月末の人数を基準とします（加入翌月末までは加入時の人数を基準とします）。 | |
| 対象者 | 事業主が許可した方（会員事業所の経営者、後継者、管理者等） | |

研修機関一覧は
こちら

イベント（催物）への招待等

会員広報誌「まいんど」で毎月ご案内する催物の招待券やご当地グルメ商品を応募いただいた会員の中から抽選で提供します。

- 観劇、コンサート、プロ野球等への招待
 - 観劇、歌謡ショー、コンサート
 - お笑い劇場・寄席
 - プロ野球・Jリーグ観戦等のスポーツイベント
 - 映画鑑賞、納涼船、美術館、水族館等のレジャー施設 など
- ご当地グルメ商品の提供
 - 厳選したご当地グルメ商品をプレゼント



※写真はすべてイメージです

各種無料相談

日ごろ事業所や身の回りで起こるさまざまな問題について、電話または面談にて、専門家にご相談に応じます。

※Zoomによるオンライン面談もご利用いただけます。

| 種類（相談員） | 内容 |
|---------------|--|
| 法律相談（弁護士） | 金銭、交通事故、相続・遺言等あらゆる法律の問題について |
| 税務相談（税理士） | 法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税等あらゆる税務の問題について |
| 労務相談（社会保険労務士） | 社会保険、雇用・解雇問題、労働災害等の防止および就業規則等あらゆる労務管理の問題について |

各種割引サービス

日本フルハップと契約している旅行パック商品やレンタカー等を利用する場合の割引サービス、その他各種優待サービスをご利用いただけます。

会員広報誌「まいんど」の発行

日本フルハップから会員の皆さまへのお知らせや情報の提供を行うため、会員広報誌「まいんど」を毎月発行しています。
「まいんど」は、イベント（催物）への招待等のご案内に加え、事業に役立つ情報、教養・食・趣味・健康等、日常生活に参考としていただけるテーマを主な内容としています。



その他の制度等

- 総合健康懇談（相談）会
 - 介護にあたる方の疲労回復に対する助成
 - 「心とからだの健康づくり」セミナーの開催
 - 「エコアクション21」認証・登録に対する助成
- ※「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムです。この助成制度は2028年3月31日をもって終了します。

※記載内容は2025年4月1日現在のものです。各種事業の内容については変更になる場合があります。

ケガの補償

加入者（被共済者）がケガが原因で通院・入院した場合や医師の往診を受けた場合、また障害が残った場合や死亡した場合に、共済金を会員（共済契約者）にお支払いします。
※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害に係る共済事業に関する法律」による共済として実施しています。

補償の特色

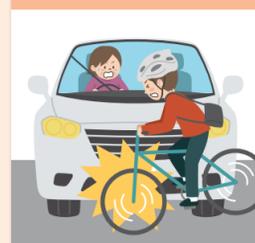
- 仕事中、交通事故、家庭でのケガなど、国内での**24時間中のケガを補償**します。
- 補償の期間はケガをした日から**最高1年間の長期補償**です。
- ケガによって**障害が残った場合**は、障害の程度に応じて、日本フルハップの規約に定める障害補償等級区分により**最高1,000万円まで補償**します。
- 通院・入院・往診共済金は治療の**初日分よりお支払い**します。
- 共済金は**他の共済や保険とは関係なくお支払い**します。
※ケガとは、急激かつ偶発の外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
※加入者の疾病により生じたケガなど、共済金のお支払いができない場合があります。

補償の内容

| 加入者がケガで | ケガをした日から起算して | |
|-------------|-----------------------|------------|
| | 180日まで | 181日以降1年以内 |
| 通院したとき | 1日 2,500円 | 1日 2,000円 |
| 入院したとき | 1日 5,000円 | 1日 4,000円 |
| 医師の往診を受けたとき | 1回 5,000円 | 1回 4,000円 |
| 障害が残ったとき | 1,000万円（1級）～15万円（14級） | |
| 死亡したとき | 1,000万円 | |

共済金は、傷害を被った加入者またはその遺族の生活補償および加入者の受傷に伴って会員が負担する資金の財源確保を目的にお支払いします。

ケガの事例

| 職場でのケガ | 交通事故によるケガ | 家庭でのケガ | スポーツ・レジャー中のケガ |
|--|---|---|---|
|  作業中に踏み外し足場台から落下 |  自転車と車が衝突 |  段差につまずき転倒 |  サッカー中に足を捻挫 |

制度利用事例

24時間中の「ケガの補償」はもちろん、**社員の健康も、職場の安全もバックアップ!**

| A事業所 | ケガの防止 | 福利厚生 | ケガの防止 |
|---|---|---|--|
| 鉄工所 (個人事業所) | 安全靴 購入額 8,000円 ヘルメット 購入額 2,000円 防災面 購入額 5,000円 年間購入額 15,000円 助成金 5,000円 | 人間ドック 受診料 30,000円 助成金 10,000円 | ケガの防止 + 福利厚生 = 助成金の合計 15,000円 |
| 1名加入 (年間の合計会費) 18,000円 加入1年目の場合 | | | |
| B事業所 | ケガの防止 | 福利厚生 | ケガの防止 |
| 工務店 (法人事業所) ※協会けんぽ加入 | ファン付き作業服 10着 購入額 180,000円 墜落制止用具 10個 購入額 70,000円 脚立 購入額 15,000円 年間購入額 265,000円 助成金 60,000円 | 人間ドック (協会けんぽ一般健診) 10名 受診料 52,820円 (1人あたり 5,282円) 助成金 26,410円 | ケガの防止 + 福利厚生 = 助成金の合計 86,410円 |
| 10名加入 (年間の合計会費) 180,000円 加入5年目の場合 | | | |
| C事業所 | ケガの防止 | 福利厚生 | ケガの防止 |
| 飲食店 (個人事業所) | 空気清浄機 購入額 30,000円 タイヤチェーン 購入額 10,000円 LED電球8個 購入額 8,000円 年間購入額 48,000円 助成金 24,000円 | 人間ドック3名 受診料 90,000円 (1人あたり 30,000円) 助成金 30,000円 保養施設での宿泊(1泊) 大人2名・小学生2名 助成金 6,000円 助成金計 36,000円 | ケガの防止 + 福利厚生 = 助成金の合計 60,000円 |
| 3名加入 (年間の合計会費) 54,000円 加入10年目の場合 | | | |

各事業のご利用には一定の条件があります。詳細については、重要事項説明書をご覧ください。